第４章
東京電力福島第一原発事故後の状況

第１節　蓄積する課題にどう向き合うか
（廃炉、放射性廃棄物の量と行方）

１．福島第一原発の廃炉の現状と課題
（トリチウム水海洋放出問題を含む）

2019 年 11 月 27 日に東京電力ホールディングス（以下、東電）は、福島第一原発の廃炉への中長期ロードマップを改訂した（注 1）。4 回目となる今回の改訂では、燃料プールに貯蔵されている使用済核燃料の取出し時期を先送りした。1 号機は 2027 年度から 28 年度内に、2 号機は 2024 年度から 26 年度内に開始する予定である。当初のロードマップでは 21 年度にはすべての燃料の取出しが完了する予定だったが、後送りした理由を東電は取出し工法の変更だとしている。すでに準備工事が始まっていたことを考えると、変更はその過程で想定外の困難に気づいたということだろうか。さらに改訂ロードマップは５、６号機を含めた全燃料の取出しの完了時期を 31 年度としている。およそ 10 年遅れとなる。

また、メルトダウンして固まった燃料デブリの取出し開始は予定どおり 2021 年からとしている。19 年２月に２号機の内部調査を行い、燃料デブリのほんの１部（30㎤の範囲）を接触調査したが、取出しに先立ち、その装置の設計・製造、また燃料デブリを収納する容器の設計・製造に着手しているという。欠片一つ程度の取出しでも、非常に強い放射線を遮蔽しなければならないため、分厚い遮蔽が必要であり、こうした調査だけでは到底、本格的な取出しの展望は見えていない。こうしたことからこれも計画からさらに遅れて行くことが予想される。当初描いた計画が遅れるのは未曾有の原発事故であるから当然のことであり、杓子定規な計画にこだわるよりも、安全な廃炉を進める方が良いことは言うまでもない。

しかし、5 回目の改訂（以下、5 訂）ロードマップでは廃炉措置の完了時点は 2041 ～ 51 年と変更していない。福島県としては、結果的に遅れることは仕方ないとしても、40 年廃炉の計画を遅らせることには抵抗があるようだ。このことは 2016 年に損害賠償・廃炉支援機構が「石棺」という方式を選択肢に入れたことに直ちに抗議し削除させたことに現れている。しかし、それがある意味では足かせになっていると言える。

その一つの現れが汚染水の海洋放出問題だと考えられる。

汚染水とは１～３号機の溶融燃料を冷却するために水をかけ続けていることに加えて、地下水が建屋内に流入していることから発生するもので、多核種除去設備などを通して多くの放射性物質を除去した後に残ったものである。これを汚染水と記述するのは、これらの除去装置を使っても、そもそも現行技術では取り除けないトリチウムが残っている上に、セシウムやストロンチウムなどのほかの核種も基準を超えて含まれていることが

明らかになっているからである。

現状では18年度の年平均で日量170 tの汚染水が発生している。5訂ロードマップでは、25年までに100 t／日レベルに低減することをめざすとしている。発生量が多いのは導入した凍土遮水壁が十分に機能していないことを示しており、実用化されていなかったこの技術を採用したことが今日の事態を招いていると言える。

東電公表の資料によれば、汚染水を貯蔵しているタンクの75％程度で含まれている放射性物質が基準を超えている。その理由は、汚染水の処理を急いだために、放射性物質の除去フィルターを適切に交換しなかったからである。東電は放出する際には再び多核種除去設備を通して、ストロンチウムやセシウムなどを基準値以下にするとしている。先のことを考えずに処理を急いだために二度手間を余儀なくされているわけだ。

経産省と東電は汚染水の海洋放出を進めるための合意形成に躍起となっている。同省は「多核種除去設備等処理水の取扱に関する小委員会」（以下、ALPS小委）を設置して処理の方向を海洋放出に絞ろうとしている。選択肢として大気放出も残したが、本命は前者である。18年8月末の公聴会で44人の発言者中、利害関係者2名以外のすべての参加者が海洋放出に反対し、陸上での貯蔵の継続を訴えた。経産省はその後、形式的に陸上保管を選択肢としたものの、検討内容は、十分な敷地がない、いつまでも貯蔵を続けることはできない、漏洩のリスクがある、などネガティブな側面ばかりを強調して、結論を海洋放出に誘導しようとしている。19年12月23日に開催された第16回ALPS小委に、東電が提出した資料によれば、海洋放出開始時期を2020年から5年ごとに4パターンを設定し、年間トリチウム放出量を22兆ベクレル（Bq）、50兆Bq、100兆Bqと設定して、放出開始日を2020年、25年、30年、35年（いずれも1月1日起点）の4パターンで評価している（注2）。また、放出量を一日あたり400㎥としても同様に4パターンで評価。福島第一原発の廃止措置完了時期とされる2041年～2051年の間に処理を完了させるには、早い時期に処分を開始することが必要だと言いたいようだ。溶接型タンクの耐用年数を東電は20年としており、この点からも処分を急ぎたいようである（注3）。

しかし、東電は放出に必要な追加設備や汚染レベルの測定方法などの技術的な詳細は、具体的な放出方針が決まってから詰めるという。工事認可手続きやその後の施工を考えれば、方針決定後からさらに4～5年程度はかかると推察される。被ばく線量は非常に少ないと評価しているが、委員の中からは、放出する汚染水の塩分濃度が海水より薄い場合や水温が高い場合には、汚染水が海表面を流れ、均質には混合されないといった指摘もなされている。被ばく線量評価で汚染水が均質に混合されて薄まることを前提にしていることへの疑問である。

また、ALPS小委では海洋放出に伴い深刻な風評被害が起きることについてもきちんと言及することを求める意見も強く出された。

海洋放出反対の声は特に漁業者を中心に強い。現在福島県沖では漁業の試験操業が行われており、漁師たちは魚を獲るが放射能汚染測定を実施するのみで市場への出荷は一部に限られている。こうした状況の中で、たとえ汚染水を基準以下に薄めたとしても、市場出荷への全面解放がさらに遠のくことが確実視されるからである。また、東北地方産の生産物の輸入を禁止もしくは制限している国々がいっそう厳しい姿勢をとる可能性もある。

原子力市民委員会は汚染水の地上での保管継続と将来のコンクリート固化を主張している。20年1月22日に衆議院議員会館で貯蔵継続を訴えて経産省との話し合いを持ったが、平行線に終わった。

東電と経産省が海洋放出にこだわる理由は敷地の狭さからだが、それは上述の中長期ロードマッ

プで 2051 年までには廃止措置を完了させるとしているためであろう。仮に燃料デブリの取出しが進むとすれば、強烈な放射線を遮蔽するために、それなりに広い敷地が必要になり、場合によっては半地下に貯蔵施設を作る必要が出てくる。取出し後の計画は示されていないが、こうしたエンドポイントを固定する硬直した計画が、人びとが求めている地上保管という選択肢を排除していると言える。しかし、困難な燃料デブリ取出しを遅らせることは可能だし、むしろその方が現実的である。そうすれば海洋放出を急ぐ必要はなくなる。これによって、地上保管・コンクリート固化案、あるいはトリチウム分離技術の実用化研究も可能となり、海洋あるいは大気への放出を回避できる。

しかし、経産省は 1 月 31 日に第 17 回の ALPS 小委を開催し、海洋放出と大気放出あるいはその組み合わせといった取りまとめ案を承認した（修正は委員長一任）。そして経産省は 2 月 10 日に ALPS 小委の報告書を公表した。経産省は報告書をもとに、放出に関して、福島県の関係者に理解を求めていくことになる。しかしながら、漁業関係者は協議を拒否するほど強く海洋放出に反対していることから、理解を得ることは困難であると考えられる。

2．除染廃棄物の中間貯蔵施設の運用開始と問題点

2,200 万㎥と評価されている除染廃棄物に対応するために、政府は福島第一原発の周辺に 11㎢の中間貯蔵施設を計画し、ここに 30 年間貯蔵された後に、県外に搬出されることになっている。なお、環境省の、土は廃棄物ではないとの考えから、除染土壌とそれ以外の除染廃棄物を区分しているが、ここでは合わせて除染廃棄物とし、また除染土壌は除染土と記述することとする。敷地の確保は 70％を超え、順次各地の仮置き場から搬入が始まっている。中間貯蔵施設の運営を行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社は PCB 処理事業等を行っていた日本環境安全事業株式会社（認可法人）を買収し、100％政府出資として設立した会社である。同社によれば、中間貯蔵容量として 1,400 万㎥分の用地を確保していると言う。この量は 2018 年 10 月時点の集計で、この中には 10 万 Bq/kg を超える除染廃棄物と帰還困難区域で発生した（あるいは見込まれる）廃棄物は含まれていない。従って今後物量は増えていくことになる。現時点では 10 万 Bq/kg を超える廃棄物は搬入されていないが、今後はこの廃棄物も運ばれてくることになる。

2015 年の輸送開始から 20 年 1 月 30 日の時点で 579.8 万㎥分が搬入された。

施設に搬入されると、すべてのフレコンバックに付いているタグによって出所が登録された後、汚染度合いによって区分され、フレコンバックは解体、大きさによって分粒された後にそれぞれの貯蔵場所までベルトコンベアで運ばれる。長いコンベアでは 1 km を超えると言う。汚染土は運ばれた場所で遮水シートを敷いた上に直接に投入され、高さ 5 m まで埋める。その後はベントナイトを敷き、さらに 5 m と 3 段合計 15m の高さまで埋められる。筆者が見学した双葉町内の 1 つの貯蔵場では、谷筋がすっかり埋まってしまう印象であった。

10 万 Bq/kg を超える廃棄物はこれからの対応となる。用地の確保は 70％程度に留まっており対応可能かの疑問が残る。さらに、その廃棄物はコンクリートピットなどによる遮蔽型の貯蔵施設が必要となり、用地確保と相まって、30 年後の取出しを前提とした施設の設計・制作が必要となる。

これらを見越してか、環境省は貯蔵量を減らすために、8,000Bq/kg 以下の除染土を全国の公共事業で使用することを目指している。

しかし、二本松市や常磐道の小高ジャンクションなどでの路盤材としての使用は地域住民の強い反対で頓挫している。他方、飯舘村長泥地区で農地埋め立て実証事業についてだけは、帰還困難区域の除染とのトレードオフにより工事が進んでいるが、これは地区内住民の苦渋の選択であった。ここでは、飯舘村内で発生した除染土のうち5,000Bq/kg 以下のものが使われる計画である。農地回復とは言え、当面は花卉類の栽培しかできないであろう。その後には飼料用作物の栽培も計画はされているものの、農家の帰還数や栽培した花卉類の販路など課題は大きい。

公共事業での使用を促進するために、環境省は20 年 1 月に除染土の再利用基準改正と事業者指定告示を定める案を提案した。これに対するパブコメが 2 月 7 日に締め切られた段階である。事業者指定により除染土使用者の責任と使用量と場所の記録の保持が確実になり、再使用への合意が得られやすくする意図であろう。

しかし、そもそも放射性物質は集中管理が原則であり、全国に拡散させることは避けなければならない。公共事業の路盤材として使用した除染土が、災害により露出する恐れがある。

写真：中間貯蔵施設内の分粒建屋

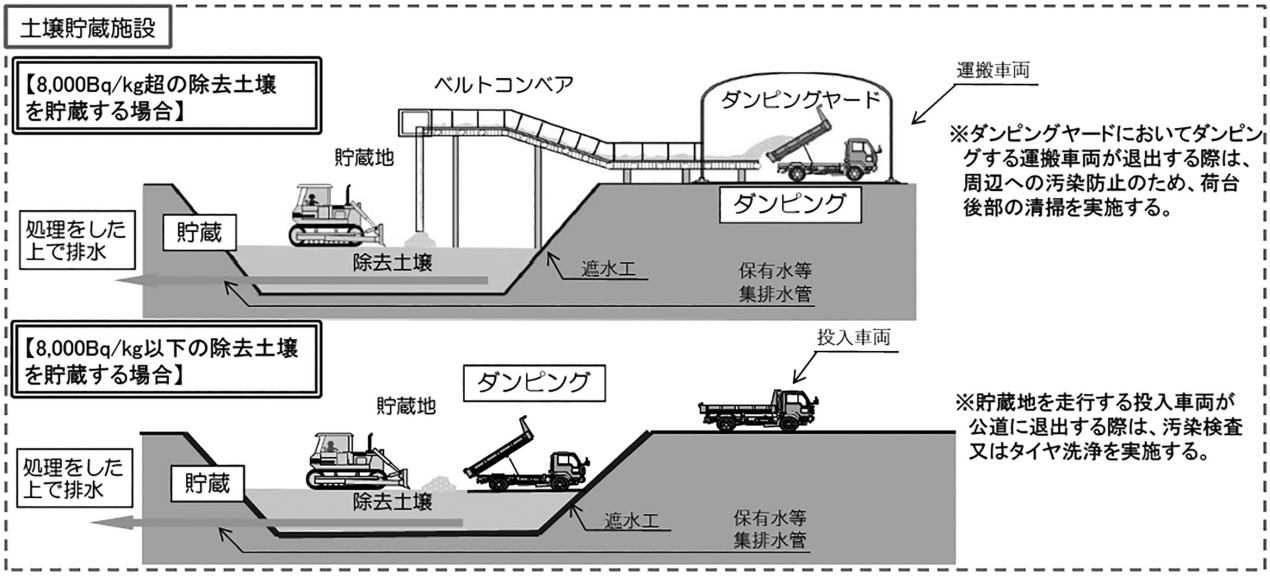

図４-１-１　環境省「中間貯蔵施設事業の現状について」（19年8月）より

３．台風・大雨の影響（第一原発と広域環境）

台風 19 号とそれに続く激しい豪雨は多くの河川の氾濫を招き、各地に深刻な災害をもたらした。広範囲に放射能汚染されている福島では、除染されていない森林からセシウムが流れ出し汚染が再び広がった。報道によれば（注 4）、東京新聞と木村真三氏（独協医科大学准教授）が実施した合同調査の結果、南相馬市小高区の山から路上に流れ出た土砂に 3,000 ～ 5,000Bq/kg の放射性セシウムが検出された。同じ場所で台風直後に採取された土には 11,000Bq/kg を検出していたという。道路から 20m の範囲の除染しか行われていないことから、それより奥の高濃度の汚染土が流れ出たと木村氏らは見ており、除染された場所が再び汚染されたことになる。これは一例だが、ほかの場所でも同様のことが起きている恐れが高い。

一方、廃炉に悪戦苦闘している福島第一原発内でも台風による影響が出ている。建屋に降り注いだ雨が放射性物質を溶かし込み地下へと浸透していった。地下水を汲み上げて測定し、基準以下であれば海へ捨てているが、超えれば多核種除去装置等へと導かれる。ところが汲み上げシステムにトラブルが発生していた（注 5）。東京電力は周辺への放射能濃度に有意な変化はないとしているが、大雨による建屋等からの汚染水がそのまま海へ流れ出た可能性は否定できない。原因は調査中としている。

また、建屋への地下水流入量をみると 10 月に大きく増加し、ピークを２度観測している。東電によれば、最大量は 440㎥ / 日と評価しているが（注 6）、これは、台風の大雨で凍土遮水壁の一部が決壊した可能性を示唆するものである。12 月 12 日に施設を見学した際の東電広報部の説明では、凍土遮水壁の内側は建屋など複雑な構造物があるので、十分な防水措置（コンクリートの吹き付けなど）が施されていないため、地面からの染み込みが考えられるとしている。しかし、それだけで増加量を説明できるのか、疑問である。

４．福島第一原発の廃炉をめぐる諸課題に私たちはどう向き合えばよいのか

私たちがいまだ経験のしたことのない福島第一原発の廃炉作業である。特に、燃料デブリの取出しは人類が未経験の作業となることは確実であり、廃炉作業が安全に行われなければならないことは誰もが異論のないところである。しかし、ロードマップの改訂が行われてもエンドポイントは変更しないままである。事故から 10 年目を迎えるにあたり、こうした形骸化したロードマップ作りを改め、より安全で確実なマップ作りに変更するべきだと思う。

その際、東電社員はもとより協力企業である下請作業員たちの被ばくを最小化するようにしなければならない。同時に、環境への負荷も最小化するべきであり、汚染水の海洋投棄をやめ、保管と固化に作業工程を転換することを求め続けたい。

また、福島事故により発生した施設外の放射性廃棄物の処理・処分をめぐっても同様である。全国的な展開、すなわち広く薄く拡散する方法は環境負荷の最小化の観点に逆行する行為であり、受け入れることはできない。

福島原発事故で発生した放射性廃棄物を将来的にどうするのか、県外搬出を暗黙の了解事項としているが、その実現性はほとんどない。環境負荷を最小にとどめ次世代へのツケを残さぬよう、福島の人たちを含め多くの人々が納得するためにどのような方法が取り得るのか、熟議を経た社会的

な合意が必要である。

（注 1） 東電発表資料 https://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap/pdf/2019/t191227_04-j.pdf
（注 2）経産省発表資料 https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/osensuitaisaku/committtee/takakusyu/pdf/016_03_01.pdf
（注 3）溶接型タンク設置に係る面談資料（東電、2016 年 6 月 28 日）
https://www.nsr.go.jp/data/000156342.pdf
（注 4）東京新聞 2019 年 11 月 18 日付朝刊
（注 5）東電発表資料 http://www.tepco.co.jp/decommission/information/newsrelease/reference/pdf/2019/2h/rf_20191127_1.pdf
（注 6 ）東電発表資料 http://www.tepco.co.jp/decommission/information/committee/roadmap_progress/pdf/2019/d191219_06-j.pdf

第２節　福島の住民のその後

１．甲状腺がん「数十倍多く発生」

福島県では事故当時 18 歳以下の子どもたちに対して定期的に甲状腺検査を行っているが、このうち甲状腺がん悪性または疑いと診断された人の数は 237 人、うち手術してがんと確定したのは 186 人にのぼる（表 4-2-1 参照。2020 年 2 月 13 日までの福島県県民健康調査委員会で公表された資料による）。このほかに、福島県立医科大学では少なくとも 11 人の甲状腺がんの子どもたちが手術・治療を受けていることがわかっている。これは、二次検査段階では「がんまたはその疑い」と診断されなかったものの、その後の経過観察中に甲状腺がんと診断された場合、県民健康調査の合計数には含まれず、「集計外」とされていたためである。

また、県民健康調査の甲状腺検査を受けた人で、甲状腺のしこり等（結節性病変）があり、この病変に対する何らかの保険診療を受けている患者向けのサポート事業の対象者は 257 人（2018 年 12 月時点）と発表されているが、その詳細はよくわかっていない。

いずれにせよ、実数の把握が困難となっており、県民健康調査委員会で発表されている数から「漏れ」ている患者が少なからずいると考えられる。また、患者の手術所見についても断片的にしか明らかにされていないが、リンパ節転移、甲状腺外浸潤が生じている患者が多く、遠隔転移している患者もいる。

2019 年 7 月 8 日、福島県「県民健康調査」検討委員会が開催され、その中で、甲状腺検査 2 巡目の結果、甲状腺がんやその疑いとされた 71 人について、「被ばくとの関連は認められない」とする甲状腺検査評価部会（部会長は鈴木元氏）のまとめが報告された。まとめでは、甲状腺がんの発生率が、地域がん登録で把握されている甲状腺がんの有病率に比べて、数十倍高いともしている。

従来は地域区分での比較が行われており、検査２巡目では避難区域等 13 市町村、中通り、浜通り、会津地方と、住民の被ばく線量が高かったと思われる地域の順に甲状腺がんの発生率が高かったことがわかった。しかし、評価部会では、性、年齢等を考慮せずに単純に比較したことによる差であ

るという説明がなされたのみにとどまった。データ分析手法に詳しい慶應義塾大学商学部の濱岡豊教授は「性別については、地域間で差はないため、調整しても結果は変わらない。また年齢については、避難区域等 13 市町村が検査時期は最も早いため、検査時年齢は若くなる。年齢にしたがって甲状腺の発見率が高くなるため、年齢について調整を行えば、より地域差は大きくなるだろう」とし、地域間分析における差を、性、年齢等の違いによるものとすることを誤りとしている。

当初は、甲状腺がんが多く見出されているのは、スクリーニング効果によるものとされてきた。しかし、１巡目の数十倍の多発はスクリーニング効果だけでは説明ができない上に、わずか２年後に実施された２巡目検査で 71 人もの甲状腺がん・疑いが見出されたことも説明がつかない。

甲状腺がんが多く見出されている理由として、一部の専門家たちは「過剰診断論」を唱えている。過剰診断とは、生命予後を脅かしたり症状をもたらしたりしないようながんの診断をさす。しかし、実際には、福島県立医大は、微小ながんやリスクが低いがんは経過観察にまわしている。執刀にあたった福島県立医科大学の鈴木眞一教授は、180 例の甲状腺がんについて、72％がリンパ節転移、47％でまわりの組織への広がり（浸潤）が見られたとして、いずれも手術が必要な症例であったとする。なお、鈴木教授によれば、6％で再発が生じ、再手術している。

表4-2-1　甲状腺がんの人たちの数（福島県内、事故当時18歳以下）

甲状腺がんの人たちの数（福島県内、事故当時18歳以下）

	対象者数、受診者数	甲状腺がん又は疑い（A）	手術後確定（B）	(A)の男：女 注１）	(A)で基本調査に回答した人のうち外部被ばく1mSv以上の割合 注２）
１巡目検査（2011～2013年）	対象：367,649人 受診者300,473人 （受診率81.7％）	116	101	1：2.0	29％ （65人中19人）
２巡目（2014～2015年）	対象：381,256 人 受診者270,516人 （受診率71.0％）	71	52	1：1.2	58％ （36人中21人）
３巡目（2016～2017）	対象：336,669人 受診者：217,904 （受診率64.7％）	30	24	1：1.5	36％ （11人中4人）
４巡目（2018～）	対象：294,183人 受診者：136,942 人 （受診率：46.5％）	16	8	1：1.0	82％ （11人中9人）
25歳節目検診	対象：44,542人 受診者：4,277人 （受診率：0.6％）	4	1	1：1.0	―
合計		237	186		

出典）2020年2月13日までの福島県発表資料をもとに作成
注１）野口病院、隈病院、伊藤病院での若年性甲状腺がんにおける男女比は１：7.8
注２）基本調査全体では、1mSv以上の割合は37.8％（n=465,999）

２．隠された初期被ばく

上記のように被ばくと健康被害の検証を難しくしている理由の一つに、原発事故当初の甲状腺被ばく検査が行われなかったことが挙げられる。

当時の福島県の緊急時医療マニュアルでは、避難住民が受けるスクリーニング（避難時の検査）で、13,000cpm（放射線測定機に１分間に入ってきた放射線の数、カウント・パー・ミニット）以上の体表面汚染が計測された場合、除染（体表面の放射性物質を洗浄、ふき取りにより取り去ること）に加え、甲状腺測定や安定ヨウ素剤の服用が行われ、記録にも残すことになっていた。体表面汚染が 13,000cpm 以上ということは、それに大気中から相当する量の放射性物質を吸いこんでいる恐れがあり、甲状腺への被ばく量が最大 100mSv に達する恐れがあるとされている。しかし、避難時の混乱の中で、スクリーニング後に除染を行うレベルが 10 万 cpm に引き上げられたばかりか、甲状腺検査は行われず、記録もほとんど残されなかった。後に甲状腺がんを発症した人も、当時の記録がなく、自らの被ばく量を医療機関などに説明することができなかった。福島県は、これは当時の福島県の緊急被ばく医療活動マニュアルに反していたと認めている。

浪江町津島から避難した K さんは、2011 年 3 月 15 日、避難途中の郡山総合体育館でスクリーニングを受けた。そのとき、測定器の針が振り切れ、10 万 cpm 以上を示していたにもかかわらず、名前も聞かれず記録にも残されなかった。測定技術者が「また津島」と言い合っていたため、ほかにもそのような人はいただろうと K さんは考えている。その後、K さんは甲状腺がんを発症したが、当時の被ばく量を証明するものは何もなかった。

2019 年 7 月 2 日、K さんや環境団体 FoE Japan との会合で、福島県は、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルは参照したが、想定外の事態であったためマニュアルに沿った運用はできなかったと認めた。また、現在避難者の測定について残っている記録は一部に過ぎない、情報がないためマニュアルに記載されていた 13,000cpm 以上の住民に対する甲状腺被ばく測定などがなされなかった経緯についてはよくわからない、とした。

K さんは国とも会合を持ったが、甲状腺被ばく測定を行わないとした理由について、国も、記録がなくわからないと述べるにとどまった。本来、スクリーニングの目的は、①住民を守る（住民の内部被ばくを早めに検知して必要な医療措置を行う、記録を残し補償や後日の医療などにつなげる）、②放射性物質の拡散を防ぐ、の２つあった。しかし、福島原発事故後、②ばかりが強調され、①がないがしろにされてしまった。

現在、原発から 30km 圏内の自治体は、原子力規制委員会の定めた原子力災害対策指針に基づき、原発事故時の避難計画を策定することになっている。現在の指針では、スクリーニングという言葉は、避難退域時検査に置き換えられた。13,000cpm だった基準は、40,000cpm に引き上げられた。これは 1 歳児の甲状腺被ばく等価線量 300mSv に相当する。しかも、まず車両を測定し、車両が 40,000cpm を超えたときは代表者を測定、代表者が 40,000cpm 以上だった場合は乗員全員を測定するという手順である。40,000cpm を超えた場合、簡易除染で、除染後の再検査、甲状腺測定、鼻スミアなど内部被ばくを念頭においた措置は書かれていない。記録についても規定がない。「住民の内部被ばくの把握」という本来の目的はまったく失われてしまった。

確かに、実際に原発事故が起こった時に、スクリーニングによって渋滞などが起こり、迅速な避難を妨げることは考えられる。しかし、だからといって形だけのスクリーニングは本末転倒である。もし、迅速な避難と住民の内部被ばくの把握

も含めた本来のスクリーニングが両立しないのなら、それは実効性ある避難計画は策定不可能ということになり、原発の再稼働をやめるべきであろう。

3．帰還政策の現状

2014 年以降、避難指示区域は次々に解除されている。しかし､避難指示が解除された地域でも、居住率は一部にとどまり（図 4-2-1)、また帰還住民は高齢者が多い。

富岡町に帰還したＩさんは、「まわりの家は、まるで歯がぬけるように、一つ、また一つと取り壊されてなくなっていく｡これが復興の形なのか」と言う。

解除の要件は、①年間 20mSv を下回ることが確実であること、②インフラなどの復旧、③県、市町村、住民との十分な協議、であった。しかし、①については、そもそも公衆の被ばく限度や放射線管理区域の値を大きく上回ることから批判が強い上に､住民との協議が十分なされたとは言えず、一方的な説明のみで解除が決まってしまった地域もある。

現在、帰還困難区域として、双葉町、大熊町、浪江町の一部、富岡町の一部などが残されているが、JR 常磐線全線再開通に合わせ、2020 年３月５日に大熊町の JR 大野駅周辺など一部が解除された。

2017 年３月、国と福島県は避難指示区域外か

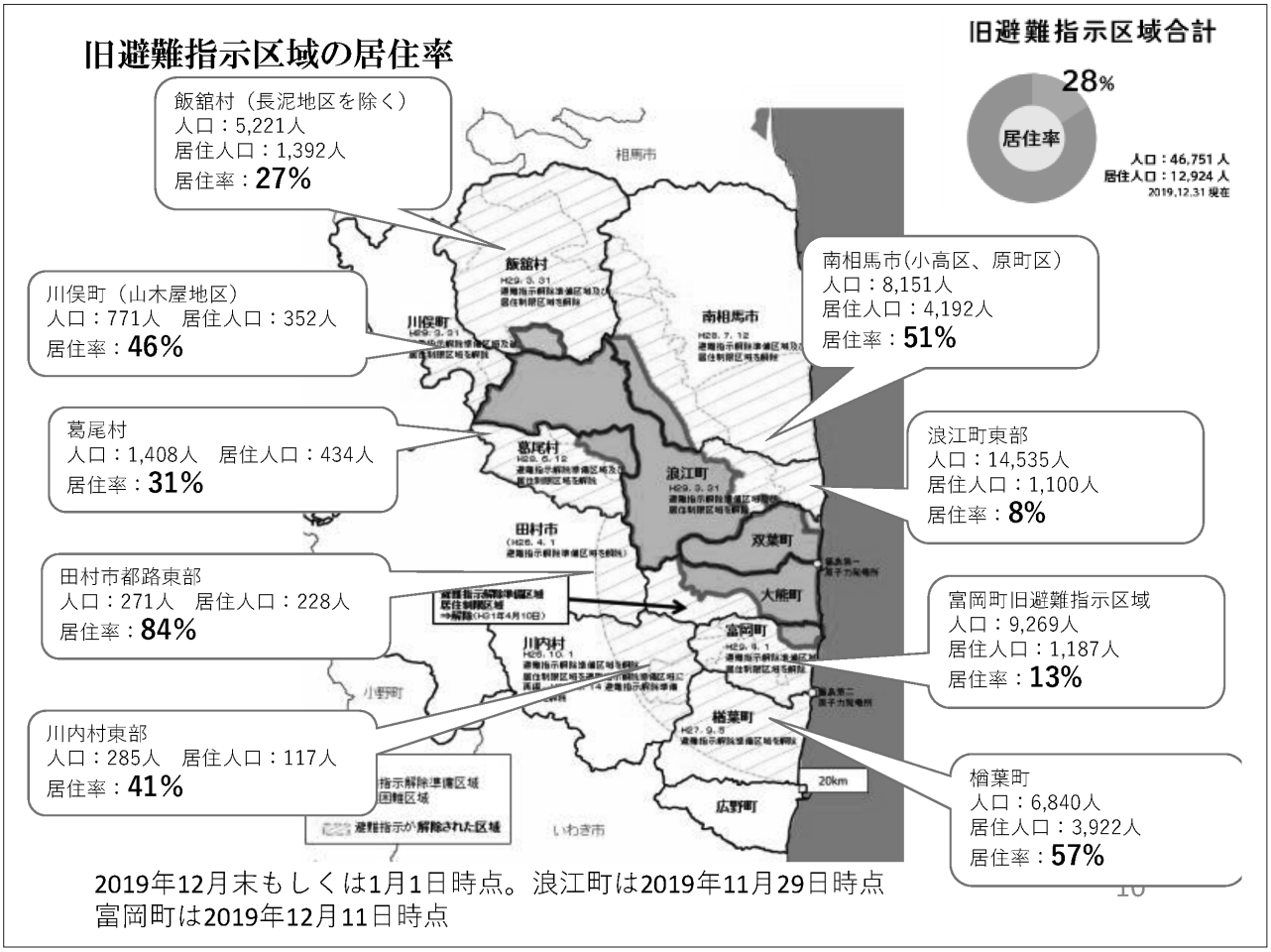

図4-2-1　旧避難指示区域の居住率　各自治体の発表資料をもとに､筆者作成

らの避難者向けの住宅提供を打ち切った。８割の人たちが避難継続を選択したが、中には生活困窮に陥ってしまった人たちもいる。2019 年３月には、低所得者向けの家賃支援が打ち切られ、国家公務員住宅の継続居住も認められなくなった。退去しない住民には、通常の家賃の２倍もの家賃の請求が行われている。2020 年３月には、富岡、浪江両町の全域と、葛尾、飯舘両村の帰還困難区域からの 2,274 世帯の避難者に対する住宅提供が打ち切られた。しかし 2019 年 12 月時点の調査では、24％にあたる 546 世帯は４月以降の住宅の見通しが立っていないとされた。

原子力政策を推進してきた国の責任として、避難者救済のための法・制度・実行体制を抜本的に整えることが求められている。しかし、避難者たちが置かれた状況は非常に厳しいのにもかかわらず、政策は避難者たちの実態を踏まえたものになっておらず、その声が反映されていないのが現状である。